

## 富山県情報公開審査会答申概要（答申第38号）

- 件 名 捜査指揮簿等に係る部分開示決定処分に対する審査請求の件
- 開示請求年月日 平成22年6月2日
- 実施機関の決定日 平成22年7月15日
- 実施機関（担当課） 警察本部長（刑事企画課）
- 決定内容 部分開示決定
- 非開示理由 富山県情報公開条例（以下「条例」という。）第39条並びに第7条第2号（個人情報）及び第4号（公共の安全等情報）
- 審査請求年月日 平成22年9月9日
- 審査請求の内容 本件処分を取り消し、全面的に開示を求める。
- 諮問年月日 平成22年10月7日
- 答申年月日 平成23年4月14日  
※ただし本答申は諮問事項の一部についてひとまず行うもの
- 争点 実施機関が、本件対象公文書を限定的に特定したことの妥当性
- 審査会の判断

### <結論>

実施機関は、既に部分開示決定を行った本部長指揮事件指揮簿、署長等指揮事件指揮簿及び捜査主任官指名簿に加えて、平成14年1月14日及び3月13日の強姦事件などに関する別記1に掲げる文書件名に該当する公文書を開示請求の対象として改めて特定し、開示決定等を行うべきである。

### <理由>

#### 1 本件審査請求の内容について

本件審査請求は、本件開示請求に対して本部長指揮事件指揮簿等を部分開示した実施機関の本件処分について、①開示請求書に添付した目録（以下「本件目録」という。）に記載されていないながら非開示とされた文書があまりに多いこと、②特定が足りないのであれば補正の参考となる情報の提供が義務づけられているにも関わらず、情報提供が無かったこと、③情報公開を求めた文書の大部分について理由を全く示さずに非開示としていることなどを理由として全面的に開示するよう審査請求人が主張しているものである。

しかしながら、実施機関はそれらを否定しており、つまるところ両者の見解の相違は、本件対象公文書の特定にあるものと認められる。

このことから、以下、本件対象公文書の特定の妥当性について検討する。

## 2 本件対象公文書の特定について

実施機関は、審査請求人に開示請求の趣旨及び意思を確認し、了解を得たうえで本件対象公文書を特定したものであり、開示手続きには問題がなかった旨の説明をしている。一方、審査請求人は、そのような確認や了解は存在せず、事実と反した説明であるとした上で、本件目録は参考として添付したものではなく、本件目録に丸印を付した全ての公文書を開示請求したものであると説明しており、審査請求人の開示請求の意図を明確にしている。

仮に、実施機関が主張するように、本件対象公文書を本部長指揮事件指揮簿等に特定し、そのことについて審査請求人の了解を得たのであれば、実施機関は開示請求書の補正を求めることにより対象公文書について両者の意思の一致を確認しておくべきであるが、こうした補正手続きは行われていない。

また、審査会事務局職員をして実施機関に、本件対象公文書の特定の連絡をしたときの説明内容を確認させたところ、実施機関は、説明内容の担当者メモが残っているが、別記1の文書件名について1件ずつ個別に説明は行っていないとのことであった。そのほか実施機関の主張を客観的に証明する証拠も存在しない。

以上のことから、実施機関が本件目録を参考として取り扱い、本件対象公文書を本部長指揮事件指揮簿等の開示できる公文書に限定的に特定したことは、審査請求人の本件開示請求の意図を誤って解釈したものであり、不適切であったと認めざるを得ない。

よって、実施機関においては、既に部分開示決定を行った本部長指揮事件指揮簿等に加えて、平成14年1月14日及び3月13日の強姦事件などに関する別記1に掲げる文書件名に該当する公文書を開示請求の対象として改めて特定し、開示決定等を行うべきであると判断する。

## 3 諮問内容の一部に係る答申をひとまず行うことについて

本件諮問は、本件目録を参考として本件対象公文書を本部長指揮事件指揮簿等の3種類のみで特定し、本件処分を行った実施機関の判断についてされているものであり、審査会としては、審査請求人は別記1の文書件名に該当する全ての公文書について本件開示請求を行っているので、改めて対象公文書を特定し、開示決定等をすべきとの判断に至ったところである。

また、審査請求人は、本件対象公文書であるにも関わらず実施機関の判断により特定されなかった公文書（別記1の公文書のうち部分開示決定を行った本部長指揮事件指揮簿等の3種類以外の公文書。以下「本件非開示文書」という。）について個々の理由が明示されず非開示とされたとの主張を行っており、審査会においては、実施機関が個々の公文書ごとに非開示と判断した理由が妥当なものであるか否かについて、今後更に調査審議を行う必要がある。

そこで、審査会としては、本件非開示文書について条例第7条各号に規定する非開示情報該当性等を判断するに先立ち、諮問機関に対する第一次の答申として、改めて対象公文

書を特定し、開示決定等をすべき旨の上記判断を示すことが相当であると考えたものである。

実施機関においては、審査会が本答申において示した上記判断にのっとり、本部長指揮事件指揮簿等に特定した本件処分に加えて、本件非開示公文書について改めて開示決定等の措置を速やかに採るのが相当と考える。

その上で、審査会において、なお、非開示とされた部分の非開示情報該当性について調査審議を進めることとするので、実施機関から、同条各号等に該当することによりなお非開示とされた文書もしくは箇所及びその具体的理由が審査会に対してのみならず審査請求人に対しても明らかにされることが、今後の調査審議を進める上で適切であると考え次第である。

実施機関においては、以上の趣旨に即して所要の措置を講じ、その結果を速やかに審査会に通知するよう取り計らわれない。

#### 別記 1 審査請求人が本件目録の写しに丸印を付した公文書の件名

本件目録	公文書の件名	備考
保管文書目録	(1) 鑑識技能検定合格者通知書	
	(2) 鑑識資料採取報告書	
	(3) 鑑識資料送付書	
	(4) 指紋等対照結果通知書	
	(5) 指紋等確認通知書	
	(6) 現場指紋等送付簿編冊	
	(7) 足跡等送付処理簿	
	(8) 被疑者足跡等照会書	
	(9) 似顔絵作成報告書編冊	
	(10) 法歯学協力医出動報告書等綴	
	(11) 唾液による血液型検査依頼書編冊	
	(12) DNA型鑑定資料保管申請書等綴	
	(13) 署長等指揮事件指揮簿	
	(14) 捜査指揮簿	
	(15) 捜査主任官指名簿	
	(16) 呼出簿	
	(17) 令状請求簿	
	(18) 送致事件写編冊	

	(19) 重要未検挙犯罪編冊	
	(20) 証拠物件管理・出納簿編冊	
	(21) 証拠物件保存簿	
	(22) 鑑定嘱託書関係編冊	
	(23) ち密な捜査の推進強化要綱関係報告書編冊	
	(24) 手口記録作成簿	
	(25) 被害記録作成簿	
保存文書目録	(26) 現場鑑識結果報告書編冊	
	(27) 法歯学協力医出動報告書等綴	
	(28) 署長等指揮事件指揮簿	
	(29) 捜査指揮簿	刑事課
	(30) 捜査主任官指名簿	刑事課
	(31) 犯罪事件処理簿	
	(32) 手口記録作成簿	
	(33) 被害記録作成簿	
	(34) 手口記録・被害記録異動通知書	
	(35) 手口記録・被害記録削除通知書	
	(36) 出力資料管理簿（警察署用）	
	(37) 留置管理関係編冊（8文書）	
	(38) 捜査指揮簿	生活安全係
	(39) 捜査主任官指名簿	生活安全係